

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ
- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記  
目次 4. コラムを抜粋しております。  
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 116

開示検査の結果行われた自発的訂正について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 小出 啓次

開示検査課においては、課徴金の対象となる行為のうち、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の虚偽記載等の開示規制違反について、金融商品取引法に基づき、有価証券の発行者や参考人に対して、開示検査を実施しています。その結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行うほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行っています。

また、検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、開示書類の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促しています。

今回は、開示検査において開示書類の訂正を慫慂した結果、自発的訂正が行われた事案について紹介したいと思います。

A社（名証二部上場、業種：製造業（その他製品））

A社は、海外に所在する当社子会社（B社）からOEM（発注元企業のブランドの製品を製造すること）供給を受けて低価格規格品を販売するために現地で設立されたC社について、A社又はB社がC社の意思決定機関を支配しているか否かを適切に判断することなく、これを連結範囲から除外していました。

しかしながら、B社の役員が実質的にC社の全株式を所有しており、また、C社は、B社とのOEM契約に基づく仕入品の販売事業に特化しているなど、B社に対する事業依存度が著しく大きかったことからすれば、A社は、C社を連結の範囲に含めた上で、連結会社間取引に係る未実現利益を消去すべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂しました。

その結果、A社はC社を連結の範囲に含める過年度訂正を実施しました。

上記事案のように、上場企業自身が開示制度の趣旨を理解し、自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう取り組むことが今後も期待されます。

証券取引等監視委員会としても、正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、引き続き、迅速・効率的な開示検査の実施に努めてまいります。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>